

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策 緊急会合（第2回）

日時：令和2年3月25日(水) 11時～

会場：県議会議事堂 農林水産・建設委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ 愛媛県知事 中村 時広

3 情報共有

- ・新型コロナウイルス感染症の県内の状況等について
- ・新型コロナウイルス感染症対策における県独自の経済支援策について
- ・国への要望事項の対応状況について

4 意見交換

5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策緊急会合(第2回)
出席者名簿

経済労働関係団体

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
愛媛県商工会議所連合会	会頭	大塚 岩男
愛媛県商工会連合会	会長	村上 友則
愛媛県中小企業団体中央会	副会長	井上 裕基
愛媛経済同友会	代表幹事	新山 富左衛門
一般社団法人愛媛県観光物産協会	専務理事	黒瀬 満明
愛媛ホテル協会	会長	野村 忠秀

農林水産関係団体

所 属	役 職	氏 名
愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊
全国農業協同組合連合会愛媛県本部	運営委員会会長	菅野 幸雄
愛媛県森林組合連合会	代表理事専務	井谷 渙郎
一般社団法人愛媛県木材協会	会長	菊池 正
愛媛県漁業協同組合連合会	代表理事会長	平井 義則
愛媛県酪農業協同組合連合会	代表理事会長	河野 仁

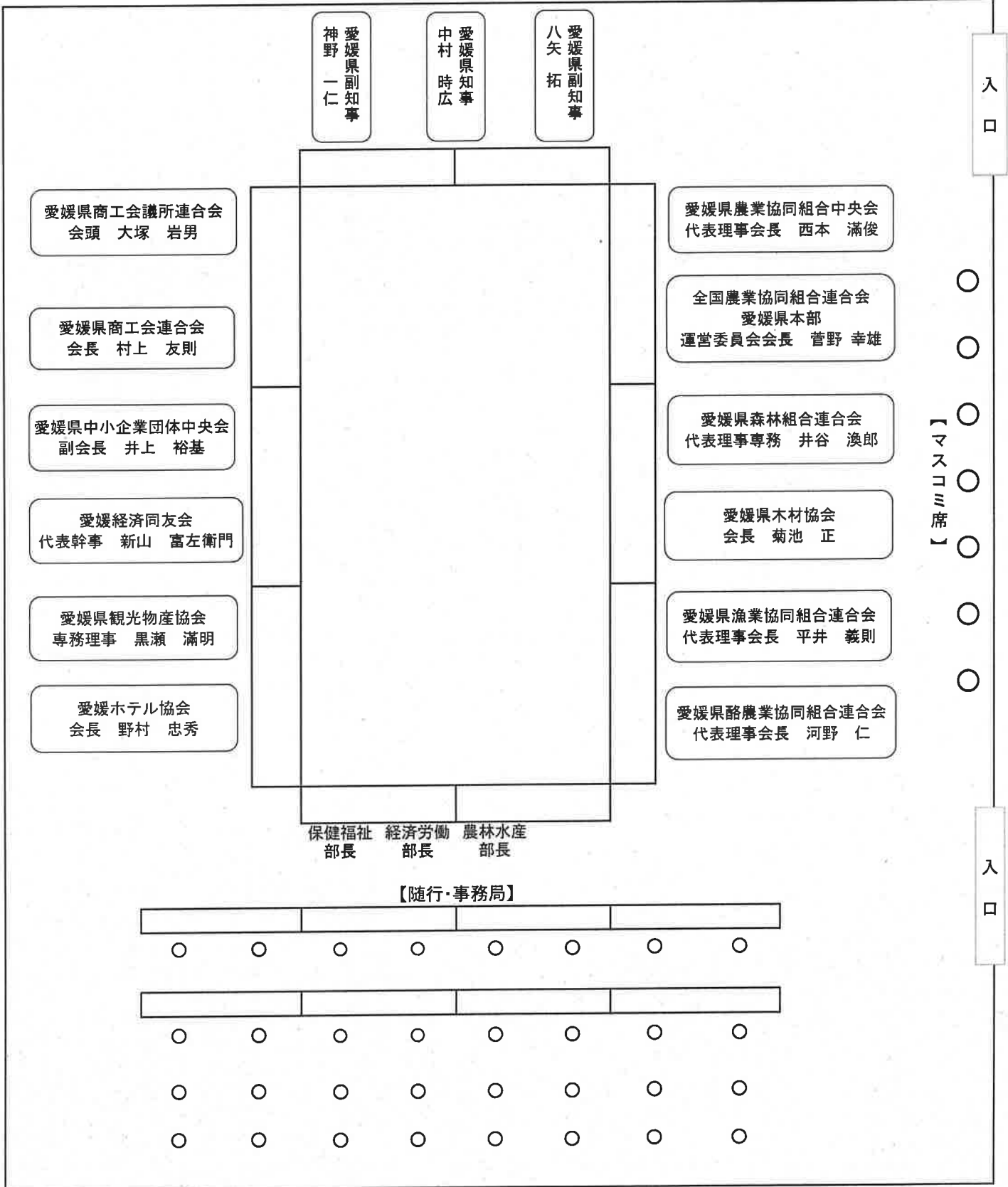
愛媛県

所 属	役 職	氏 名
愛媛県	知事	中村 時広
〃	副知事	神野 一仁
〃	副知事	八矢 拓

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策緊急会合(第2回)

令和2年3月25日(水) 11:00~

農林水産・建設委員会室



(配布資料)

- 【資料①】 今後のイベント・会合等の対応方針について
- 【資料②】 新型コロナウイルス感染症対策における県独自の経済支援策
《3月専決》
- 【資料③】 愛媛県緊急地域雇用維持助成金について
- 【資料④】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の
特例に関する緊急要望書
- 【資料⑤】 新型コロナウイルス感染症の水産業への影響に対する要望書

今後のイベント・会合等の対応方針について

県新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉部)

政府専門家会議(3/19(木))の状況分析・提言及び政府対策本部会議(3/20(金))の結果を踏まえ、県主催行事の対応方針を以下のとおりとしましたので、他の主催者には、これに準じた対応をお願いします。

なお、一部、利用を停止している県管理施設についても、この方針に沿って、順次、利用を再開することとしています。

全国的な大規模イベント等

引続き慎重な対応

対象イベント

- * 全国や海外から多くの人が集まるイベント
- * 重症化リスクの高い方々向けのイベント：小規模も含む(高齢者や基礎疾患を有する方など)

それ以外のイベント

「以下の3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避した上で、
感染拡大リスクの低い活動*から実施

※学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用など(2020年3月19日付 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

- 条件1：換気が悪い密閉空間
- 条件2：多数が集まる密集場所
- 条件3：間近で会話や発声をする密接場面

開催する場合の注意事項

- 発熱があるなど体調不良の方、流行国や地域への渡航歴や、国内でクラスターの発生が確認されている場所への訪問歴、イベント等参加歴があり14日を経過していない方は、参加をしないように依頼
- 会場に入る前の手洗い、手が触れる場所の消毒薬によるふき取り、距離を保つ、定期的(頻繁)な換気等、接触感染・飛沫感染を防ぐための対策
- 感染発生時の参加者への確実な連絡体制づくり及び行政による調査への協力を参加者へ依頼

[参考]

別添 2020年3月19日付 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策における県独自の経済支援策 《3月専決》

◎ 新型コロナウイルス感染症対策特別支援員設置事業費(経済労働部 経営支援課) 9,765千円

感染症による影響を受け、事業活動に支障が生じている県内中小企業者等の資金繰り等を支援するため、特別支援員を設置する。

体制	特別支援員4人(東予1人、中予2人、南予1人)
内容	県内中小企業者等の融資申込みや雇用調整助成金などの書類作成等への支援
期間	2年4～6月
委託先	(公財)えひめ産業振興財団
	(お問い合わせ先) 中小企業支援課(089-960-1102)

◎ 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金(経済労働部 経営支援課) 8,000,000千円

感染症による影響を受け、事業活動に支障が生じている県内中小企業者等の円滑な資金調達を支援するため、融資枠を確保する。

融資枠	200億円(貸付原資 80億円)
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等であって、以下の条件に該当する者 セーフティネット保証4号の認定を受けた者(売上高が前年同期比20%以上減少) セーフティネット保証5号の認定を受けた者(売上高が前年同期比5%以上減少) 危機関連保証の認定を受けた者(売上高が前年同期比15%以上減少)
限度額	運転資金 5,000万円 借換資金 8,000万円
利率	年1.0%(保証付) ※融資条件は調整中のため、仮のものです。
期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 借換資金 10年以内(据置1年以内)

(お問い合わせ先)お取引のある金融機関並びに各商工会、商工会議所、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県信用保証協会、愛媛県よろず支援拠点((公財)えひめ産業振興財団内)

◎ 新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業費(経済労働部 経営支援課) 480,000千円

中小企業者等が新型コロナウイルス感染症対策資金を借り入れる際の保証料を補助する。

補助対象	新型コロナウイルス感染症対策資金の運転・借換資金に係る保証料
対象期間	2年度
保証料率	年0.70～0.80%

◎ 新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成事業費 (経済労働部 労政雇用課) 70,422千円

感染症による影響を受け、休業等を余儀なくされた事業主の雇用維持を支援する。

対象者	特例による国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主
助成率	休業手当総額の1/10以内(1事業所当たり上限年100万円)

◎ 一斉臨時休業対策食材納入業者等支援事業費(教育委員会 保健体育課) 33,776千円

一斉臨時休業による給食用食材の発注取消しに伴い、食材を廃棄せざるを得なかった納入業者等を支援するため、市町と協調して食材費相当額等を補助する。

対象者	市町又は県と直接契約を締結している納入業者等
対象経費	発注の取消しに伴い、廃棄等することとなった食材に係る食材費や処分費(主食、牛乳、その他保存可能で4月以降に活用可能なものは除く)
負担区分	市町実施事業 県1/2 (市町1/2) 県実施事業 県10/10

愛媛県緊急地域雇用維持助成金の御案内

～ 雇用の維持を困る事業主を支援します ～

愛媛県では、雇用調整が地域経済に深刻な影響を及ぼす地域において、従業員の雇用維持に努力する事業主に助成金を支給して、雇用の安定や事業活動の継続を支援します。なお、**新型コロナウイルス感染症の影響**に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主は、**県内全域が対象**となります。

①まずは、**愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)**へお問い合わせ下さい。

②**国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた後で、県産業人材室(089-912-2505)**

へお問い合わせください。

～助成内容～

支給対象…国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外）

- ・南予地域、久万高原町及び砥部町に所在する事業所
※宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
- ・**県内全域の事業主（新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。）**

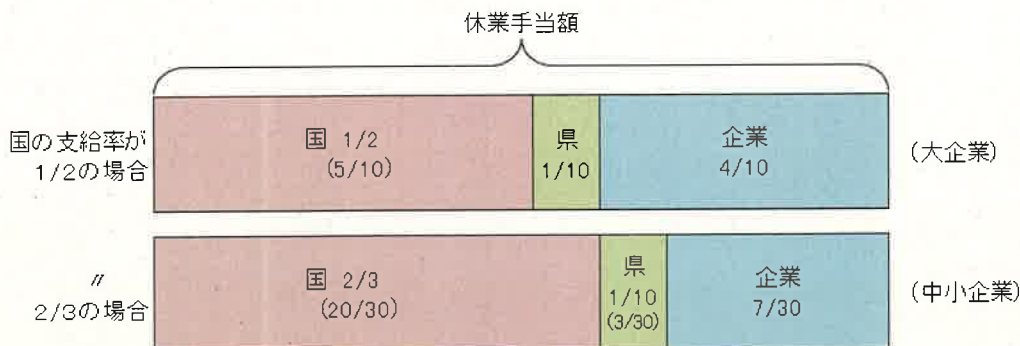
国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成

（1事業所当たり年100万円を上限）

区分	国の支給率	県助成金の額
大企業	2分の1	国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）
中小企業	3分の2	国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）

助成割合
イメージ

がんばるけん
えひめけん!



○申請手続

「支給申請書」と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室（封筒への住所記載不要）

○申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード
（「愛媛県、維持助成金」で検索）



要 望 書



愛媛県商工会議所連合会

愛媛県商工会連合会

愛媛県中小企業団体中央会

愛媛経済同友会

愛媛県経営者協会

令和2年3月17日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

愛媛県商工会議所連合会
会頭 大塚 岩 男



愛媛県商工会連合会
会長 村上 友 則



愛媛県中小企業団体中央会
会長 服 部 正



愛媛経済同友会
代表幹事 新山 富左衛門
代表幹事 西川 義 教



愛媛県経営者協会
会長 田 中 和 彦



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
雇用調整助成金の特例に関する緊急要望

世界的に猛威を振るう「新型コロナウイルス」の感染拡大により、愛媛県の経済は急激に悪化の一途を辿っています。国際定期航空路線3路線の運休等によるインバウンド減少や国内観光自粛の動き、国の大型イベント自粛要請、更にはサプライチェーンを通じた製品・部品供給や原材料等の調達の流れの乱れなど、人やモノの流れの停滞により、多くの中小企業で大幅に業績が悪化しており、倒産や従業員解雇の危機を迎えています。

例えば、観光業では、県内の48の主要宿泊施設で、新型コロナウイルスの感染拡大を理由とした5万3千人超の予約キャンセルが発生しているほか、製造業では、県内主要企業55社のうち、約7割に当たる37社に「売り上げの減少」や「部品・原材料等の調達困難」などの悪影響が出ています。

また、飲食業でも、特に3月以降、客足が落ちてキャンセルが急増し、これに伴い大幅な売上げ減少となっているほか、農林水産業では、学校給食の停止により、給食用の牛乳、約168万本のキャンセルが生じるとともに、卒業式等の式典・イベントの自粛により、例年この時期に増大する花き類の需用が急激に減少しています。この他、タクシーやバスの利用者の減少など地域経済の様々な場面で、事態が深刻化しています。

このような中、地元の愛媛県においても、雇用調整助成金に上乗せ助成を実施するなど、地域経済への影響を最小限に食い止めるべく全力を挙げて取り組んでいただいておりますが、今後、幅広い業種において、事業活動の縮小により休業を余儀なくされる事業者が増加することが思料されるため、下記の通り、雇用の維持を図るための取組みを更に強化していただくよう要望します。

記

雇用調整助成金について、患者の発生状況等の地域要件に関わらず、以下の特例措置を全国一律に講じること。

(1) 助成率の引上げ

通常の助成率2/3（中小企業）1/2（大企業）を、4/5（中小企業）2/3（大企業）に引き上げること。

(2) 支給要件の緩和

生産指標要件（1か月10%以上低下）を撤廃すること。

(3) 支給対象者の拡大

雇用保険被保険者でない者も支給対象とすること。

(4) 支給限度日数の延長

1年間で100日を1年間で300日に延長すること。

※上記（1）～（3）は、現在、北海道のみ適用される特例

※上記（1）及び（4）は、平成30年7月豪雨災害時の特例

要 望 書

新型コロナウイルス感染症の
水産業への影響に対する要望

令和2年3月24日

愛 媛 県
愛媛県漁業協同組合連合会
愛媛県信用漁業協同組合連合会

愛媛県は、佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、さらに瀬戸内海は東部の燧灘と西部の伊予灘に区分されます。瀬戸内海は、魚介類の産卵や成育の場として重要な藻場・干潟に恵まれた生産性の高い海域で、小型底びき網、機船船びき網、一本釣りなど多種多様な漁船漁業が営まれています。宇和海は、まき網を中心とする漁船漁業が盛んに行われる一方、沿岸域ではリアス海岸を利用した魚類、真珠・真珠母貝養殖業が盛んで、全国屈指の生産を誇っています。中でも魚類養殖業は、本県南予地域の基幹産業として、本県水産業を牽引する重要な産業となっていますが、その生産量の約9割をマダイ、ブリ類が占めており、漁家経営はこれらの相場に大きく影響を受けています。近年はいずれの魚種も高値で推移し、リーマンショック後の景気低迷を乗り越え、ようやく、産地再生の兆しがみえてきたところでした。

ところが、昨年12月に中国に端を発した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、水産物の需要の減退や魚価の下落が生じたため、多種多様な水産物を供給する本県の沿岸漁業者・漁協の経営に大きな打撃を与えています。この問題がさらに長期化した場合、今後の生産活動や水産物消費に極めて深刻で連鎖的な影響が続き、漁業経営が成り立たなくなることが危惧されます。

つきましては、このような事態を御賢察いただき、魚類養殖を中心とする本県の水産業が将来にわたって安心して生産を持続し、発展できますよう、次の事項について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月24日

愛媛県

知事

中村 時広

愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 平井 義則

愛媛県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 三好 猛

記

- 漁業者・流通加工業者等に対する、各種資金の償還期限の大幅猶予や運転資金の無利子化及び固定債務への対応並びに基金協会保証の拡充等の金融措置。
- 漁業収入安定対策事業の拡充・強化と基金の大幅な積み増し、漁業共済・積立ぷらすの早期支払等、柔軟な対応。
- 生産量全国第1位を誇る養殖まだい等の魚価低迷や需要が回復するまでの間、魚価の安定対策と出荷の調整を行うための一時的な水産物の加工・保管・蓄養にかかる支援。
- 養殖まだいや養殖ぶり等、需要減退魚種の消費拡大・輸出回復のため、水産物の国内外における消費拡大対策等の拡充・強化。